

運輸審議会半年報

平成22年7月～12月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成22年7月から同年12月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

目次

運輸審議会半年報

平成22年7月～12月

今期の活動概要	2
運輸審議会審議事案等の処理状況	3
1 事案処理状況	
2 その他の状況	
答申の概要	4
答申書 航空 平22第9037号 天草エアライン株式会社からの混雑空港運航 許可申請について	5
軽微認定事案	8
部会	8
説明聴取事案	9
委員の構成等	10

今期の活動概要

概況

今期は、運賃関係が、軽微認定3件（鉄道3件）、許可等関係が、答申1件（航空1件）であった。

1 運賃関係事案 鉄・軌道事業

今期は、まず東日本旅客鉄道(株)の東北新幹線（八戸・新青森間）の開業に伴う鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、9月14日及び16日に説明を聴取し、同月21日に軽微な事案として認定した。

次に、東日本旅客鉄道(株)の東北新幹線「はやぶさ」号の運行に伴う鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、11月16日及び18日に説明を聴取し、同月25日に軽微な事案として認定した。

また、九州旅客鉄道(株)の九州新幹線（博多・新八代間）の開業に伴う鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、12月14日及び16日に説明を聴取し、同月21日に軽微な事案として認定した。

2 許可等関係事案 定期航空運送事業

11月11日に諮問された天草エアライン(株)からの大阪国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、12月2日及び7日に審議の上、同月9日に許可することが適当である旨答申した。

3 その他事案

運輸安全関係事案

運輸安全パイロット事業の企画提案（事業評価と評価順位案）について、7月1日の本審議会において大臣官房運輸安全監理官からの説明を受けて運輸安全確保部会の開催を決定し、14日に開催された同部会において専門委員

からの意見聴取を行った。

更に、7月20日の本審議会において運輸安全確保部会報告書に基づいて審議を行い、その上で同報告書を最大限尊重して事業選定を行うよう大臣官房運輸安全監理官に提示した。

現地調査

9月17日に成田国際空港（ボディスキャナーの実証実験）について、（写真1）、11月17日に東北新幹線（新青森駅開業試乗会）について（写真2）、現地調査を行った。

説明聴取事案

31件の案件について説明を聴取した。
写真1 成田国際空港におけるボディスキャナー実証実験を視察

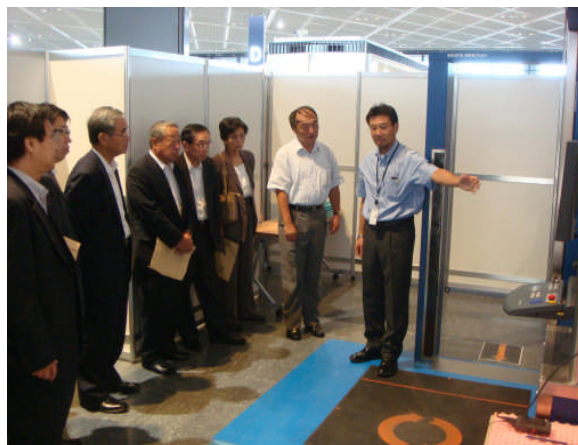


写真2 東北新幹線新青森駅を視察



運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成22年7月1日から
平成22年12月31日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄 ・ 軌 道	自 動 車	航 空	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	0	1	0	0	1
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
軽 微 認 定 事 案 件 数	3	0	0	0	0	3
予め定められた軽微事案に関する認定基準に基づいて国土交通大臣が処分し、通知のあった件数	0	0	0	0	3	3

2 その他の状況

区 分	鉄 ・ 軌 道	自 動 車	航 空	運 輸 安 全	そ の 他	計
説 明 聴 取 件 数	5	5	5	2	14	31
現 地 調 査 件 数	1	0	1	0	0	2

答申の概要

今期は、航空関係 1 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

天草エアライン株式会社からの混雑空港（大阪国際空港）運航許可申請事案

申請者は、大阪（大阪国際空港）～熊本（熊本空港）間において国内定期航空運送事業を営するため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 22 年 1 月 11 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が大阪国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 12 月 9 日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

答申書

航 空

国土交通省告示第1525号（平成22年12月22日）

国 運 審 第 2 6 号
平成 2 2 年 1 2 月 9 日

国土交通大臣 馬 淵 澄 夫 殿

運輸審議会会長 大 屋 則 之

答 申 書

天草エアライン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平 2 2 第 9 0 3 7 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 1 日付け国空事第 5 0 5 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

天草エアライン株式会社の申請に係る混雑空港（大阪国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1．申請者は、大阪（大阪国際空港）～熊本（熊本空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成22年12月15日からボンバルディア式DHC-8-103型機を使用し、1日1往復の運航を行おうとするものである。

2．当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

（1）大阪国際空港においては、発着規制として、1日の発着回数を370回（うちジェット機200回及びプロペラ機170回）、1時間の発着回数を36回、連続する3時間の発着回数を93回（うち到着回数54回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める大阪国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、大阪国際空港における航空機整備等の所要時間及び熊本空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 当該路線では、現在、全日本空輸株式会社が 1 日 3 往復、エアーニッポン株式会社が 1 日 2 往復、株式会社ジェイエアが 1 日 2 往復及び株式会社ジャルエクスプレスが 1 日 1 往復の運航を行っている。

申請者による当該路線の運航は、現在のところ便の設定されていない時間帯を利用し、運賃面でも十分に配慮して、大阪～熊本間のみならず熊本経由で関西圏と天草地域を結ぶネットワークの開設を図ろうとするものである。

こうした取り組みは、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争状態の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は当該空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3 . 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第 1 0 7 条の 3 第 3 項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

V 軽微認定事案

○鉄道の特急料金の上限設定認可

認定月日	申請者	事案の内容
9月21日	東日本旅客鉄道株式会社	東北新幹線（八戸・新青森間）の開業に伴う鉄道の特急料金の上限設定
11月25日	東日本旅客鉄道株式会社	東北新幹線「はやぶさ」号の開業に伴う鉄道の特急料金の上限設定
12月21日	九州旅客鉄道株式会社	九州新幹線（博多・新八代間）の開業に伴う鉄道の特急料金の上限設定

VI 部会

○運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
7月14日	・運輸安全パイロット事業について	国土交通省2号館16階 観光庁会議室

説明聴取事案

月 日	事 案 名	説 明 部 局 等
7月1日	運輸安全パイロット事業について	大臣官房運輸安全監理官
7月6日	国土交通経済月例(H22年3月・4月・5月・6月)について	総 合 政 策 局
7月8日	最近の海洋政策の動向について	総 合 政 策 局
7月13日	平成21年度首都圏白書について	国 土 計 画 局
7月15日	大手民鉄16社及びJR7社の平成21年度決算概要等について	鉄 道 局
7月20日	運輸安全パイロット事業について	大臣官房運輸安全監理官 運輸審議会審理室
7月22日	平成21年度国土交通白書について	総 合 政 策 局
7月27日	本邦主要航空会社の平成21年度決算概要等について	航 空 局
7月29日	国土交通省成長戦略(航空分野、国際展開・官民連携分野)について	政務三役政策審議室
8月3日	東北新幹線の延伸(八戸～新青森)に係る特別急行料金の上限設定について	鉄 道 局
8月5日	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)に係る緊急調整地域について	自 動 車 交 通 局
8月10日	「バスネットワークの将来像に関する研究会」報告書について	自 動 車 交 通 局
8月24日	航空分野におけるセキュリティ対策について	航 空 局
8月26日	平成22年版海事レポート等について	海 事 局
8月31日	「国土交通省政策集2010」について	総 合 政 策 局
9月2日	鉄道の技術開発について	鉄 道 局
9月7日	物流政策について	政 策 統 括 官 付
9月9日	航空輸送の安全にかかわる情報(平成21年度)について	航 空 局
9月28日	我が国の国際航空の動向について	航 空 局
9月30日	鉄軌道輸送の安全にかかわる情報(平成21年度)について	鉄 道 局
10月5日	海事分野の安全・環境政策	海 事 局
10月7日	平成21年度乗合バス事業の収支状況について	自 動 車 交 通 局
10月12日	航空分野の技術開発について	航 空 局
10月14日	東日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請(事前説明)	鉄 道 局
10月19日	自動車を巡る環境行政の現状	自 動 車 交 通 局
10月21日	国土交通省における危機管理について	政 策 統 括 官 付
10月26日	自動車運送事業に係る交通事故要因分析事業	自 動 車 交 通 局
10月28日	外航海運の現状と課題について	海 事 局
11月2日	国による輸送の安全にかかわる情報(海事分野)の公表について	海 事 局
11月9日	国土交通経済月例(H22年7月・8月・9月・10月)について	総 合 政 策 局
11月30日	フェリー「ありあけ」の海難事故調査について	運輸安全委員会事務局

委員の構成等

委員

平成22年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区	分	氏名
運輸審議会会長		大屋則之
会長の職務を代理する常勤の委員		上野文雄
運輸審議会委員(非常勤)		廻洋子
運輸審議会委員(非常勤)		保田真紀子
運輸審議会委員(非常勤)		島村勝巳
運輸審議会委員(非常勤)		松田英三

(備考)

1. 委員の任命(再任)

大屋則之委員(平成22年12月6日付け)

廻洋子委員(平成22年12月6日付け)

2. 運輸審議会会長であった大屋則之委員の任期満了・再任に伴い、平成22年12月9日に委員間で互選を行い、運輸審議会会長に大屋則之委員を、また、会長の職務を代理する常勤の委員に上野文雄委員を選出した。

運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成22年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区	分	氏名
運輸安全確保部会部会長		上野文雄
部会長の職務を代理する委員		島村勝巳
委員		保田真紀子
専門委員		岡本満喜子
専門委員		河内啓二
専門委員		酒井一博
専門委員		高巖
専門委員		谷口綾子
専門委員		中條武志
専門委員		村山義夫

(備考) 平成22年12月9日付けで大屋則之委員が部会に属する委員を辞したことに伴い、運輸審議会会長より保田真紀子委員が部会に属する委員に指名された。
また、部会に属する委員の互選により、部会長に上野文雄委員を、また、部会長の職務を代理する委員に島村勝巳委員を選出した。

事案処理職員

平成22年12月31日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官	職	氏名
大臣官房参事官（運輸審議会審理室長）		小室充弘
大臣官房付		野田雅夫
総合政策局総務課運輸審議会審理室課長補佐		中山泰宏

野田雅夫氏は、平成23年2月1日付けで運輸審議会審理室調査官に就任した。

運輸審議会半年報

平成22年7月～12月